

# ○岩手県警察ヘリコプター・テレビ中継システム 運用要綱の制定について

平成8年5月20日  
岩生安発第73号  
岩警務発第30号  
岩刑事発第49号警察本部長  
岩交通発第62号  
岩警備発第57号

〔沿革〕 平成9年4月岩生安発第39号 岩警務発第29号 岩警備発第55号、平成24年3月岩生安第18号 岩警備第16号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

みだしのことについて、別添のとおり「岩手県警察ヘリコプター・テレビ中継システム運用要綱」を定め、平成8年5月20日から実施することとしたので、誤りのないようされたい。

別添

## 岩手県警察ヘリコプター・テレビ中継システム運用要綱

(目的)

第1 この要綱は、岩手県警察におけるヘリコプター・テレビ中継システム（以下「ヘリテレシステム」という。）の適正な運用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(ヘリテレシステムの構成)

第2 ヘリテレシステムとは、次に掲げる設備により構成するものをいう。

(1) 機上設備

航空機に搭載するテレビカメラ装置及び連絡用無線装置並びにこれらの附帯装置をいう。

(2) 中継車設備

映像及び音声（以下「映像等」という。）を中継する可搬型自動追尾受信装置及び中継車両並びにこれらの附帯装置をいう。

(3) 固定地上設備

映像等を中継する固定型自動追尾受信装置及び中継用鉄塔並びにこれらの附帯装置をいう。

(4) 本部設備

本部、現地本部等で映像等を受信する映像受信装置及び連絡用無線装置並びにこれらの附帯装置をいう。

(運用及び管理体制)

第3 運用責任者は、生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）をもって充てる。

2 運用責任者は、ヘリテレシステムの運用及び管理に関する業務を総括する。

3 通信指令において、ヘリテレシステムを運用する必要がある場合は、通信指令課長は、運用を統括することができる。

4 運用責任者は、ヘリテレシステムの運用に当たり、東北管区警察局岩手県情報通信部（以下「情報通信部」という。）及び必要がある場合は、関係部門と緊密に連携しなければならない。

5 各所属長は、ヘリテレシステムを運用する場合は、運用責任者と緊密に連携しなければならない。

(運用基準)

第4 ヘリテレシシステムは、次の各号のいずれかに該当する場合に運用するものとする。

- (1) 地震、津波、風水害その他の自然災害が発生したとき。
- (2) 警衛、警護及び警備実施を行うとき。
- (3) 重要事件及び事故が発生したとき。
- (4) 重要な交通対策を行うとき。
- (5) その他運用責任者が必要と認めたとき。

(ヘリテレシシステムの操作)

第5 ヘリテレシシステムの操作は、次に掲げる者が行うものとする。なお、一部の操作については、情報通信部の職員の支援を得て行うものとする。

- (1) 機上設備の操作 地域課の職員
- (2) 中継車設備（中継車両を除く。）の操作 地域課の職員及び情報通信部の職員
- (3) 固定地上設備の操作 地域課の職員及び情報通信部の職員
- (4) 本部設備の操作 地域課、通信指令課、情報通信部の職員及びヘリテレシシステムの運用を必要とする事案を所管する所属の職員
- (5) 中継車両の運転 ヘリテレシシステムの運用を必要とする事案を所管する所属の職員

(災害映像情報等の配信)

第6 運用責任者は、ヘリテレシシステムにより撮影された災害映像情報等については、平成16年11月8日付災害映像情報送受信設備の運営等に係る覚書に基づき、岩手県総務部総合防災室長（以下「県防災室長」という。）に映像情報等を配信するものとする。

- 2 運用責任者は、前項により配信中の映像等に人権上又は警察活動上支障を来たすおそれがあると認めるときは、直ちに配信を中止するとともに、速やかにその旨を県防災室長に連絡しなければならない。
- 3 警備部警備課長は、配信する映像等の録画、複写等の取扱い、秘密の保持に関する措置その他適正な運用に必要な事項について、県防災室長と協議しなければならない。

(異常発生時の措置)

第7 運用責任者は、ヘリテレシシステムに障害が発生した場合は、情報通信部機動通信課長（以下「機動通信課長」という。）に障害の発生原因について調査を依頼するなど必要な措置を講ずるものとする。

(亡失又は損傷時の報告)

第8 運用責任者は、ヘリテレシシステムの機器を亡失し、又は損傷した場合は、速やかにその状況を本部長に報告するものとする。

(使用記録等)

第9 警察航空隊長は、ヘリテレシシステムを使用した場合は、その使用状況について速やかに飛行結果報告書に記録するものとする。

(管理運用)

第10 運用責任者は、ヘリテレシシステムの設備が正常に機能するよう、適切に管理運用しなければならない。

- 2 運用責任者は、ヘリテレシシステムを効率的かつ適正に管理運用するために必要な事項について、機動通信課長と随時、協議するものとする。

(配信映像記録等の管理)

第11 各所属長は、ヘリテレシシステムの映像等を記録し又は映像記録媒体を受領した場合は、適切に管理しなければならない。